

議会運営委員会

日時：令和6年6月20日（木）

午後1時30分～

場所：本館3階 議場

事 件

1) 令和6年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

2) その他

様式1

追加予定議案		担当部	説明者又は報告者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴えの提起について 		総務部	総務部理事 (井口 雅和)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴えの提起について 		総務部	総務部理事 (井口 雅和)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度熊取町一般会計補正予算 (第3号) 		総合政策部	総合政策部長 (田中 耕二)

令和6年6月熊取町議会定例会議事日程（案）

令和6年6月27日（木）午前10時開議

- 日程第1 議案第39号 工事請負契約の締結について
（熊取町役場本館受変電設備改修工事）
- 日程第2 議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について
- 日程第3 議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について
（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）
- 日程第7 議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

追加議事日程（案）

- 日程第1 議案第44号 訴えの提起について
- 日程第2 議案第45号 訴えの提起について
- 日程第3 議案第46号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議員提出議案
第 号
- 日程第4 議員提出議案
第 号
- 日程第5 議員提出議案
第 号
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

意見書一覧

1 意見書等

- 1) 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）
（令和6年6月4日受付、R06熊議第000181 号）

- 2) 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）
（令和6年6月4日受付、R06熊議第000181-1 号）

- 3) 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）
（令和6年6月4日受付、R06熊議第000181-2 号）

- 4) 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書（案）
（令和6年6月4日受付、R06熊議第000181-3 号）

- 5) 核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）
（令和6年6月4日受付、R06熊議第000181-4 号）

- 6) 食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）
（令和6年6月4日受付、R06熊議第000181-5 号）

- 7) 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書（案）
（令和6年6月4日受付、R06熊議第000181-6 号）

総務大臣 松本 剛明 殿
デジタル大臣 河野 太郎 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書(案)

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることが出来る様になっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流される事もあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なモノであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求める。

記

- 一、情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 一、IoTセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 一、正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年 月 日

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書(案)

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、政府に対して、以下の事項についての特段の取り組みを求める。

記

一、実施事業所が不足する地域では、十分な受け入れ先を確保するための施策を講じること

試行的事業の職員配置や設備基準は、認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。

一、自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること

試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにバラつきが生じることが想定される。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。

一、障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること

障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受け入れを認めること。

一、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること

こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年 月 日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿
内閣府特命担当大臣(共生社会担当) 加藤 鮎子 殿
総務大臣 松本 剛明 殿

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書(案)

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

記

一、難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。

一、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

一、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年 月 日

国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教育活動の一環として教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第4条第2項により授業料を徴収しないこととされているが、その学校給食の経費負担は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費以外の経費は保護者の負担となっている。

令和3年度学校給食実施状況調査によると、公立の小学校及び中学校において保護者が負担する学校給食費の平均月額、小学校では4,477円、中学校では5,121円であるが、物価が高騰している昨今においては、全体的に増加傾向となることは必至である。

この保護者負担である学校給食費は、年額にすると約5万円から約6万円と高額であることから、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村も増えてきており、地方創生臨時交付金を活用した臨時的な給食費無償化を行っている自治体も出てきている。これらの背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もあり、栄養バランスの取れた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況に関わらず提供することは、子どもの健やかな成長のため非常に重要であるという観点がある。

しかし、給食費無償化にあたっては、多額の財源を確保する必要があることから、それぞれの財政力によって恒久的に事業を実施することができる自治体は限られ、教育環境に自治体間格差が生じる恐れがある。よって、本町議会は、国に対し、こうした状況に鑑み、財源の確保も含め国の責任において、全ての市町村で学校給食費の無償化を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣
経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（こども政策）
国際博覧会担当大臣

核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

核兵器禁止条約（以下、同条約）は、2017年7月、国際連合会議で多くの国の賛同により採択され、2021年1月、50か国以上が批准し、発効された。現在（2024年4月時点）では、同条約への署名は93か国・地域、批准は70か国・地域となっている。

同条約は、核保有だけでなく、核による威嚇、すなわち核抑止も禁じているため、核を持たないがアメリカの核抑止力に安全保障を依存している日本や韓国、北大西洋条約機構（以下、NATO）加盟国などは、すぐに同条約に批准することが難しい状況にある。しかし、核の先制不使用や核抑止に替わる新しい安全保障の議論、核兵器被害者に対する援助と環境の修復など、参加できる議論の場や貢献できる場は存在している。

昨年12月にアメリカ・ニューヨークで開催された同条約第2回締約国会議では、条約に参加する59の国と地域のほかに、オブザーバーとして35か国が参加した。アメリカの核の傘のもとにあるNATOの加盟国であるドイツ、ベルギー、ノルウェーもオブザーバーとして参加した。

国際法・人道・人権を無視した悲惨な戦争は今も続いている。核抑止論は幻想に過ぎず、核廃絶こそが、核兵器が二度と使用されないことを保証する唯一の手段である。第2回締約国会議最終日には、「核リスク増大と核抑止の永続を傍観しない。人類の存亡に関わる核兵器の脅威に対処し、禁止と廃絶に向けて確固たる決意で取り組む」と採択された。

日本は、この第2回締約国会議へのオブザーバー参加を見送ったが、唯一の核兵器被爆国である日本こそが、核保有国と非保有国の橋渡し役を担い、軍縮をリードする責務を有していることを強く自覚し、行動すべきである。

よって本町議会は、2025年3月に開催される同条約第3回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を強く求める。そして、人類の存続を脅かす核兵器の廃絶に向け、核兵器保有国と非保有国の真の「橋渡し役」を日本政府が担うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）

日本の農漁業は深刻な危機に直面している。この10年で農業者（基幹的農業従事者）は3割も減少し、東京都に匹敵する面積の農地が失われた。漁業生産量も、20年で3割以上も減少した。日本の農漁業は高齢者によって支えられており、後継者不足もまた深刻である。

日本の食料自給率（令和4年度）はカロリーベースで38%と主要7カ国（G7）の中で最も低く異常な水準である。（都道府県別では東京都0%、大阪府1%）

肥料・飼料・種子などを考慮すればさらに自給率は大きく下がる。自給率が異常に低下した日本を、世界的な食料危機が直撃している。

ロシアのウクライナ侵略による小麦などの高騰もあるが、より根本的には8億3000万人が飢餓状態という世界的な食料不足、地球規模での食料危機である。

農業所得に占める政府補助の割合は、ドイツ77%、フランス64%であるが、日本は30%と半分以下でしかない。その一方で農家には「外国産に対抗できる競争力強化」を迫り、終わりのない規模拡大・コストカットを強いてきた。

さらに急激な円安、物流費・飼料・肥料・資材・燃油等の高騰が、食料供給に重大な障害をもたらしており、価格抑制の緊急対策は、国民の食料を守るためにも必要である。

よって本町議会は国に対し、以下の取り組みを速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 飼料、肥料、資材、燃油等の高騰を抑制するなどの緊急対策を1兆円規模で実施すること。
2. 食料自給率の向上を国政の基本目標に位置づけ、早急に50%に引き上げることを目標にすること。
3. 輸入自由化路線から転換し、食料主権を守り、国内の食料生産を増やすこと。
4. 価格保障・所得補償の充実をはじめ、農業、酪農、畜産、漁業への支援を抜本的に強化すること。
5. 環境や生物多様性の保全をあらゆる農林漁業政策の前提・土台にすえ、再生可能エネルギーの利用・開発、地産地消など地域循環型の食料生産などで、農林漁村の活性化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

提出先 内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書（案）

再審は無実の人が救済される最後の砦である。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものだが、後を絶たない。

2010年の足利事件に始まり、布川事件、東京電力女性社員殺人事件から、2016年の東住吉事件にいたるまで、無期という重罰事件の再審無罪が続き、2019年に松橋事件、2020年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪が確定した。また、2014年には、袴田巖さんが死刑囚監房から解放され、2023年10月、事件発生から57年ぶりに再審が開始された。

これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、開示しないことが大きな壁となっていた。通常審では、公判前整理手続きを通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されたが、再審においては、ルールが存在しない。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられている。

また、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることも大きな壁となっている。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判官の決定にいたずらに逆らうことには、法的な制限を加える必要がある。

このように、再審における、証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無実の人の救済のための喫緊の課題であり、加えて、再審における手続きの整備の必要性が強く求められている。

よって本町議会は、無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、下記のとおり再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求める。

記

- 1 再審における警察・検察手持ちの証拠の全面開示をすること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てがいたずらに行われることのないよう制限を加えること。
- 3 再審における手続きの整備をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

提出先 衆議院議長、 参議院議長、 内閣総理大臣、 法務大臣

(案)

R06 熊議委第 号
令和6年6月 日

熊取町議会議長 河合 弘樹 様

議会運営委員会
委員長 坂上 昌史

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を必要とするものと決定したので、議会会議規則第74条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
2. 理 由 上記事項について本委員会が閉会中もなお継続して調査する必要があるため
3. 調査期間 令和6年6月定例会閉会から令和6年9月定例会開会まで